

久喜市議会
令和2年6月定例会追加議案

議 案 目 録

議案第 5 3 号	令和 2 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号） について	1
議案第 5 4 号	久喜市長等の給与の減額に関する条例	2

議案第53号

令和2年度久喜市一般会計補正予算（第3号）について

令和2年度久喜市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和2年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第54号

久喜市長等の給与の減額に関する条例

(久喜市長及び副市長の給料の減額)

第1条 令和2年7月1日から同年9月30日までの間(以下「減額期間」という。)においては、市長及び副市長の給料月額は、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)第3条の規定にかかわらず、市長にあっては同条第1号に定める月額から、当該額に100分の30を乗じて得た額を、副市長にあっては同条第2号に定める月額から、当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給料の減額)

第2条 減額期間においては、教育長の給料月額は、久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める月額から、当該額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(久喜市長及び副市長の給与の減額に関する条例の廃止)

2 久喜市長及び副市長の給与の減額に関する条例(平成31年久喜市条例第14号)は、廃止する。

令和2年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、市内経済や市民生活に深刻な影響を与えている状況を鑑み、市長、副市長及び教育長の給料の額を減額したいので、この案を提出するものであります。